

神勞基発 0310 第 1 号

平成 29 年 3 月 10 日

公益社団法人 神奈川労働安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局労働基準部長



製造業における外国人労働者に対する安全衛生教育の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。

現在、製造業では、経験年数の短い未熟練労働者が被災する労働災害が多発することに加え、外国人労働者の人数が増加し、県内では外国人労働者の過去 4 か年の休業 4 日以上の労働災害件数は 110 件を超え、経験年数 5 年以下が 8 割以上を占めている等により日本人労働者のみならず、外国人労働者を含めて、更なる労働災害防止対策の適切な実施が強く求められています。

労働安全衛生法第 59 条第 1 項及び第 2 項に基づき、事業者には、労働者を対象として、雇入れ時等における安全衛生教育を適切に実施することが義務付けられていますので、日本人労働者のみならず、外国人労働者を含めて、確実に安全衛生教育を実施していただくことが必要です。

こうしたことを踏まえ、今般、厚生労働省委託事業により、別添のとおり「製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（外国語教材（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）」が作成されました。

つきましては、貴団体におかれましては、ホームページへの掲載、関係事業場が参集する機会、会報の送付等のあらゆる機会をとらえ、会員事業場における活用に向け周知していただき外国人労働者に対する安全衛生教育の推進を図られますようお願い申し上げます。

参考（厚生労働省ホームページ掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>